

令和8年8月16日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

千葉国道事務所管内での道路啓開作業が完了しました

～放置車両を移動し、緊急通行車両の通行を確保しました～

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、千葉国道事務所の各出張所管内（木更津出張所を除く）での道路啓開作業が完了し、緊急通行車両の通行が確保できたことから、本日12時00分に区間指定を廃止しました。

緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、15日19時15分に下記の区間を指定しました。

16日5時時点で、国道16号・千葉市若葉区の大型車両（4tトラック）1台を残し、放置車両の撤去は完了、大型車両は、本日11時30分に移動したことで、全ての道路啓開作業が完了し、緊急通行車両の通行が確保できたことから、本日12時00分に災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を廃止しました。

- 1、路線名：国道6号（上下） 柏維持修繕出張所
指定する区間：千葉県松戸市～千葉県我孫子市
- 2、路線名：国道14号（上下） 千葉出張所
指定する区間：千葉市花見川区～千葉市中央区
- 3、路線名：国道16号（上下） 柏維持修繕出張所、船橋出張所、千葉出張所
指定する区間：千葉県野田市～千葉県袖ヶ浦市
- 4、路線名：国道51号（上下） 千葉出張所、酒々井出張所
指定する区間：千葉市中央区～千葉県香取市
- 5、路線名：国道357号（上下） 千葉出張所、船橋出張所
指定する区間：千葉市中央区～千葉県浦安市

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 宮沢（みやざわ）（内線：205）

管理第一課長 三橋（みつはし）（内線：431）

道路指定廃止区間

